

3 3 5－B 地区薬物乱用防止教育ゴールド認定講師

1. 目 的

薬物乱用防止教育ゴールド認定講師は、地域の各学校・施設等から依頼された「薬物乱用防止教室」に積極的に参加し、青少年や地域社会の健全育成を図り、「薬物乱用防止活動」の一層の普及と向上を目的とする。

2. 義 務

薬物乱用防止教育ゴールド認定講師は、今以上にスキルアップを図り、薬物乱用防止教育認定講師の模範になるよう努力する。

3. 報告義務

薬物乱用防止教育ゴールド認定講師は、7月1日～翌年6月30日までの活動をキャビネットに報告する。

また、毎年行われる「養成講座」において、活動内容の発表を依頼されることがある。

4. 申 請

(1) 申請資格

①薬物乱用防止教育認定講師の資格を取得した初年度から3年以上経過した者。

②申請する年度から3年をさかのぼっての活動として、それぞれの年度につき3回以上「薬物乱用防止教室」の講師を務めた者。

※「2020～2021年度」、「2021～2022年度」につきましては、コロナ禍で開催が難しかったかと思しますので、特例として3回以上行っていなくても構いません。(★「2021～2022年度」は、1回以上行なっていること)

③12月19日開催の薬物乱用防止教育認定講師養成講座を受講する者。

(2) 申請方法

①所定の薬物乱用防止教育ゴールド認定講師申請書に記載の上、クラブ会長が署名し、地区担当委員長に提出する。

②地区担当委員長は審査の上、地区ガバナー並びに財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターに報告する。

③地区ガバナー並びに財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターが承認・認定すれば、財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターより「ゴールド認定講師の認定証」が発行される。

5. 有効期間

薬物乱用防止教育ゴールド認定講師の有効期間は3年とし、任期内に薬物乱用防止教育認定講師養成講座を受講する。

6. 資格の抹消

(1) ライオンズクラブを退会した時。

(2) 薬物乱用防止教育ゴールド認定講師の資格に反する行為を行った時。

(3) 連続して3年間「薬物乱用防止教室」の講師を務めていない者は、ゴールド認定講師から認定講師に変更される。

(4) 資格を抹消された場合は、直ちに「ゴールド認定証」をキャビネットに返却する。